

# 枚方市におけるサービス付き高齢者向け住宅の特定寝室の面積の取扱いについて

各住戸部分の特定寝室の面積の算定は、原則として整形な部分から行います。  
整形な部分とは、長方形の短辺 2,000mm の幅を有する部分をいいます。

※内法寸法にて算定すること。

(判断例)

